

クレジットカード納付Q&A

- Q01 クレジットカード納付とはどのようなものですか。
- Q02 クレジットカードで納付できる税目は何ですか。
- Q03 クレジットカード納付を利用するために、何を準備すれば良いでしょうか。
- Q04 夜間・休日でも利用できますか。
- Q05 コンビニエンスストアや金融機関、県民センター等の窓口でクレジットカードを使って納付できますか
- Q06 どのようなクレジットカードが利用できますか。
- Q07 納税者以外のクレジットカード（家族名義など）で納付することができますか。
- Q08 クレジットカードによる手続き方法を教えてください。
- Q09 クレジットカードにより納付した場合、税額のほかに、手数料等はかかりますか。
- Q10 なぜ、利用者が手数料を払わなければならないのですか。
- Q11 分割払いやリボ払いを利用することはできますか。
- Q12 ボーナス払いを利用することはできますか。
- Q13 クレジットカード納付でTポイントは使えますか。
- Q14 一度クレジットカードで納付手続きをすると、次回以降も自動的にクレジットカードで納税することができますか。
- Q15 クレジットカードによる納付ができる期間はいつですか。
- Q16 過年度分もクレジットカードで納付することができますか。
- Q17 納税通知書を無くしましたが、クレジットカードで納付することはできますか。
- Q18 口座振替で納付していますが、クレジットカード納付は利用できますか。
- Q19 クレジットカードで納付手続きを行った場合、納付日はいつになりますか。
- Q20 領収証書は発行されますか。
- Q21 納税証明書は発行されますか。
- Q22 納付手続きが完了したことを何らかの方法で残すことはできますか。
- Q23 クレジットカードで自動車税種別割を納付しましたが、納付後、自動車を廃車（抹消）登録しました。還付はどのようにになりますか。
- Q24 クレジットカード納付で手続き後、誤ってコンビニエンスストアで納付してしまいました。どうしたらよいでしょうか。
- Q25 クレジットカード納付の手続きを行ったかどうか、わからなくなってしまいました。手続きが完了しているか確認する方法はありますか。
- Q26 クレジットカードで納付手続き後、納付を取り消すことはできますか。
- Q27 すぐに車検を受ける必要がありますが、クレジットカードで納付するにあたり、注意しなければならないことはありますか。
- Q28 身に覚えのない自動車税種別割のクレジットカード納付完了メールが送られてきましたが、県からこのようなメールが届くことはありますか。

Q01 クレジットカード納付とはどのようなものですか。

- ・パソコンやスマートフォンからインターネットを利用した、クレジットカードによる納付方法で、地方自治法第231条の2第6項及び地方税法施行令の規定に基づく指定代理納付者（ヤフー株式会社）による県税の立替払です。

Q02 クレジットカードで納付できる税目は何ですか。

- ・令和2年度以降課税の自動車税種別割、及び令和元年度以前に課税された自動車税のみの対応となります。令和元年度以前に課税された自動車税を納付される場合は、以下の「自動車税種別割」を「自動車税」に読み替えてください。

Q03 クレジットカード納付を利用するために、何を準備すれば良いのでしょうか。

- ・自動車税種別割納税通知書（納付書）とクレジットカードをご準備ください。

Q04 夜間・休日でも利用できますか。

- ・クレジットカードは夜間休日を問わず、24時間いつでもご利用が可能です。

Q05 コンビニエンスストアや金融機関、県民センター等の窓口でクレジットカードを使って納付できますか。

- ・コンビニエンスストアや金融機関、県民センター等の窓口でクレジットカードを使って納付することはできません。
パソコン、スマートフォンを利用して、インターネット上の専用サイトから納付手続きをしてください。

Q06 どのようなクレジットカードが利用できますか。

- ・利用できるクレジットカードは、以下のマークが付いているものです。
ビザ(VISA)、マスターカード(MasterCard)、ジェイシービー(JCB)、ダイナースクラブ(Diners Club)、アメリカン・エクスプレス(American Express)

Q07 納税者以外のクレジットカード（家族名義など）で納付することはできますか。

- ・カードの名義人が手続きをすれば、ご家族などの自動車税種別割の支払い手続きをすることは可能です。

Q08 クレジットカードによる手続き方法を教えてください。

- ・ヤフー株式会社が運営するインターネット上の「Yahoo!公金支払い」サイトにアクセスし、島根県自動車税種別割の納付手続きにおいて、納税通知書（納付書）に記載されている「納付番号」、「確認番号」及び納付に使うクレジット番号等を入力することにより手続きができます。（「Yahoo!公金支払い」サイト画面下部にある、ご利用ガイドもご覧ください。）
納税通知書同封のチラシや県ホームページに詳細の手続き方法が記載されていますので、そちらを参照してください。

Q09 クレジットカードにより納付した場合、税額のほかに手数料はかかりますか。

- ・納税通知書に記載した税額のほかに、1台(件)につき330円(税込)の決済手数料がかかります。

Q10 なぜ、利用者が手数料を払わなければならないのですか。

- ・クレジットカードによる自動車税種別割の納付をご利用の場合、手元に現金がなくても支払方法(一括払い・分割払い等)に応じて後払いで納付できること、「ポイントサービス」等の利益還元が行われていることが多いこと等、他の納付方法にはない利益が発生します。そのため、クレジットカード納付を選択した納税者様には、他の納付方法をご利用の納税者様との公平性の観点からクレジットカード納付による立替払システムの利用料として手数料を負担いただいております。

なお、この手数料は島根県の収入になるものではありません。

Q11 分割払い、リボ払いは選択できますか。

- ・一括払い、分割払い、リボ払いの中から選ぶことができます。

ただし、分割払いが利用できないクレジットカードがありますので、ご注意ください。

なお、分割払い、リボ払いの場合は、決済手数料(Q09参照)に加えて各カード会社が定める手数料が発生する場合があります。(詳しくは各カード会社へお問い合わせください。)

Q12 ボーナス払いを利用することはできますか。

- ・ボーナス払いには対応しておりません。

Q13 クレジットカード納付でTポイントは使えますか。

- ・お持ちになっているTポイントを納付に使用することができます。ただし、Tポイントの付与はされません。

Q14 一度クレジットカードで納付手続きすると、次回以降も自動的にクレジットカードで納税することができますか。

- ・島根県では、複数年の継続的なクレジットカード納付の取扱いはしておりません。毎年手続きをしていただきますようお願いいたします。

Q15 いつから、クレジットカードで納付をすることができますか。

- ・平成29年5月1日から、クレジットカードで納付することができます。

Q16 過年度分も納付できますか。

- ・平成29年5月1日以降であれば、過年度分も納付することができます。

Q17 納税通知書を無くしましたが、クレジットカードで納付することはできますか。

- ・最寄りの県民センターへお問い合わせください。

Q18 口座振替で納付していますが、クレジットカードで納付することはできますか。

- ・現在、口座振替をご利用の方は、クレジットカードで納付することはできません。クレジットカード納付を希望される場合は、口座振替停止の手続きが必要です。最寄りの県民センターへお問い合わせください。

Q19 クレジットカードで納付手続きを行った場合、納付日はいつになりますか。

- ・クレジットカード納付は、地方自治法第 231 条の 2 第 6 項の規定に基づく指定代理納付（ヤフー株式会社）による立替払いです。
納付日は、納税者が「Yahoo!公金支払い」サイトで納付手続きを完了した日になりますが、納付日として確定するのは、指定代理納付者が県への立替払いを行った後（納付手続きを完了した日から 2 週間後）になります。

Q20 領収証書は発行されますか。

- ・島根県から領収証書は送付しません。

Q21 納税証明書は発行されますか。

- ・島根県から納税証明書は送付しません。

Q22 納付が完了したことを何らかの方法で残すことはできますか。

- ・パソコンから手続きする場合は、「支払い手続き完了」画面を印刷できます。「支払い完了」画面に表示される「印刷モード」を選択することで支払内容の印刷が可能です。

Q23 クレジットカードで自動車税種別割を納付しましたが、納付後、自動車を廃車（抹消）登録しました。還付はどのようにになりますか。

- ・クレジットカード納付は、年税額での納付になりますので、自動車を廃車（抹消）登録した翌月分以降が月割により減額されます。月額で減額されたことに伴い、多く納付された分は、後日島根県から納税義務者の方（納税通知書に記載されたお名前の方）に還付されます。（当該納税義務者に未納の税金がある場合は充当され、残額分のみ還付されます。）
なお、クレジットカード納付の際にお支払いの決済手数料（Q09 参照）は返金されません。

Q24 クレジットカードで納付手続き後、誤ってコンビニエンスストアで納付してしまいました。どうしたら良いでしょうか。

- ・二重納付された場合は、後日島根県から納税義務者の方（納税通知書に記載されたお名前の方）に還付されます。（当該納税義務者に未納の税金がある場合は充当され、残額分のみ還付されます。）
なお、クレジットカード納付の際にお支払いの決済手数料（Q09 参照）は返金されません。

Q25 クレジットカード納付の手続きを行ったかどうか、わからなくなっていました。手続きが完了しているか確認する方法はありますか。

- ・手続き完了の確認をする場合は、「Yahoo!公金支払い」サイトの納付情報の入力画面で、納付手続きをされた納税通知書の「納付番号」と「確認番号」を入力し、支払い情報の入力画面に進みます。納付が既に完了している場合は、支払い手続き完了画面が表示されます。（「支払い手続き完了」画面には、「印刷モード」ボタンがありますので、手続き内容を印刷できます。）

Q26 クレジットカードで納付手続き後、納付を取り消すことはできますか。

- ・クレジットカードによる納付手続き完了後は、取り消すことはできません。必ず注意事項をご確認の上、手続きを行ってください。

Q27 すぐに車検を受ける必要がありますが、クレジットカードで納付するにあたり、注意しなければならないことはありますか。

- ・クレジットカードで納付した場合、納付日は「Yahoo!公金支払い」サイトで納付手続きを完了した日になりますが、納付日として確定する日は、指定代理納付者が県へ立替払いを行った後（納付手続きを完了した日から約2週間後）になります。すぐに車検を受ける必要がある場合は、各県民センター窓口又は金融機関、コンビニエンスストア等の納税窓口での納付をお願いします。

Q28 身に覚えのない自動車税種別割のクレジットカード納付完了のメールが送られてきましたが、県からこのようなメールが届くことはありますか。

- ・島根県からこのようなメールを送ることはありません。他県で「クレジットカードによる自動車税種別割の納税手続きが完了しました」という内容が記載された不審メールが送信されたという情報があります。メールに記載されているリンク先（URL）へのアクセスや送信元への返信をしないようにしてください。